

65歳未満 厚生年金基金\*厚生年金保険(掛金・保険料)月額表①

[平成28年10月1日から適用]

東日本紙器厚生年金基金

Table for 65 years old and under. Columns include: 等級, 報酬月額 (円以上, 円未満), 標準給与 (標準報酬), 加入員負担 (基金へ普通掛金, 政府へ保険料, 計), 事業主負担 (基金へ普通掛金, 事務費掛金, 政府へ保険料, 計). Rows 1-31 and a final row for '賞与が支払われたときの負担率'.

65歳以上 厚生年金基金\*厚生年金保険(掛金・保険料)月額表②

[平成28年10月1日から適用]

東日本紙器厚生年金基金

Table for 65 years and over. Columns include: 等級, 報酬月額 (円以上, 円未満), 標準給与 (標準報酬), 加入員負担 (基金へ普通掛金, 政府へ保険料, 計), 事業主負担 (基金へ普通掛金, 事務費掛金, 政府へ保険料, 計). Rows 1-31 and a final row for '賞与が支払われたときの負担率'.

\*この月額表は、平成28年10月分掛金・保険料(平成28年11月告知分)よりご使用下さい。

\*保険料の端数の取扱い

- 納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額(端数を含む)を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額となります。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 第2条第1項)
○被保険者負担分の保険料に円未満の端数がある場合(事業主と被保険者の間で特約があるときを除く)
①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第3条第1項)

\*この月額表は、平成28年10月分掛金・保険料(平成28年11月告知分)よりご使用下さい。